

平成26年第4回宇治田原町議会定例会

目 次

○第1日（平成26年12月8日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸報告	4
日程第4 報告第5号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について	6
日程第5 議案第69号 宇治田原町公平委員会委員の選任について	7
日程第6 議案第68号 平成26年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について	8
日程第7 請願第1号 少人数学級を実現し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願	9
日程第8 議案第61号 宇治田原町風致地区条例を制定するについて	9
日程第9 議案第62号 宇治田原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて	9
日程第10 議案第63号 宇治田原町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	9
日程第11 議案第64号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて	9
日程第12 議案第65号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	9
日程第13 議案第66号 宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて	9
日程第14 議案第67号 宇治田原町浄化槽整備推進事業条例の一部を改正する条例を制定するについて	9
日程第15 議案第55号 平成26年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）	9
日程第16 議案第56号 平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	9
日程第17 議案第57号 平成26年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）	9

日程第18	議案第58号	平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別 会計補正予算（第1号）……………	9
日程第19	議案第59号	平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正 予算（第1号）……………	9
日程第20	議案第60号	平成26年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1 号）……………	9
日程第21	決議第1号	新庁舎建設調査検討特別委員会設置についての決議 （案）……………	15

平成26年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年12月8日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第5号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について
- 日程第5 議案第69号 宇治田原町公平委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第68号 平成26年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第7 請願第1号 少人数学級を実現し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願
- 日程第8 議案第61号 宇治田原町風致地区条例を制定するについて
- 日程第9 議案第62号 宇治田原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第10 議案第63号 宇治田原町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第11 議案第64号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第12 議案第65号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第13 議案第66号 宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第14 議案第67号 宇治田原町浄化槽整備推進事業条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第15 議案第55号 平成26年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議案第56号 平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第57号 平成26年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第18 議案第58号 平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第59号 平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第60号 平成26年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 決議第1号 新庁舎建設調査検討特別委員会設置についての決議(案)

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	稲石義一	議員
	2番	内田文夫	議員
	3番	山内実貴子	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	青山美義	議員
	7番	垣内秋弘	議員
	8番	奥村房雄	議員
	9番	原田周一	議員
	10番	上林昌三	議員
	11番	谷口重和	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君			
副	町	長	田中雅和	君		
教	育	長	増田千秋	君		
理	事	兼	総務課長	山下康之	君	
理	事	兼	企画・財政課	財政課長	小西基成	君
理	事	兼	福祉課長	大江輝博	君	

理事兼建設・ 環境課建設課長	光 嶋 隆 君
企画・財政課企画課長	奥 谷 明 君
会計管理者兼 税務・会計課長	馬 場 浩 君
戸籍・保険課長	長谷川 みどり 君
健康長寿課長	黒 川 剛 君
建設・環境課環境課長	青 山 公 紀 君
産業振興課長	木 原 浩 一 君
上下水道課長	野 田 泰 生 君
教育次長	谷 村 富 啓 君
教育課長	清 水 清 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	久野村 観 光 君
庶務係 長	岡 崎 貴 子 君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成26年第4回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中 修） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、稲石義一君と11番、谷口重和君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（田中 修） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月24日までの17日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって会期は本日から12月24日までの17日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○議長（田中 修） 日程第3、諸報告を行います。

議長において受理いたしました要望書2件につきましては、お手元に配付しておりますのでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

これで諸報告を終わります。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

12月議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

師走に入り、暦の上では昨日、大雪を迎えたところであり、いよいよ本格的な冬の到

来となってまいりました。議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げますとともに、平素から宇治田原町政の推進に何かとご理解とご尽力を賜っておりますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、本年最終となります平成26年第4回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、公私何かとご多用の中、ご参集をいただきまして、ここに開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

ご承知のように、衆議院議員総選挙が去る2日に公示、14日投開票の日程で選挙戦が展開されております。今回の選挙におきましては、ことし4月の消費税率8%への引き上げ以降、経済が低迷していることを受け、安倍首相は来年10月予定の10%の引き上げを1年半先送りすることについて国民の信を問うと総選挙が実施され、アベノミクス継続そのものの是非などが争点となっておりますところでございます。また、国の新年度予算編成は年越しとなる確実視がされております。地方自治体の新年度予算編成や事業執行におくれが生じる可能性が出てきており、地域経済や住民生活への影響が懸念されておるところでございます。

また、そのような中で、国民に一番身近なところで行政を担っております私ども町行政は、行政の継続性・安定性をしっかりと確保し、住民生活を守り福祉の向上を図るために、町政推進をしてまいらなければならないと考えておるところでございます。

このような情勢の中で、先月には全国町村長が一堂に結集し、地方分権改革の強力な推進をはじめ、歳出特別枠及び別枠加算の堅持、交付税率の引き上げ、地方交付税の一般財源総額の確保など、9項目につきまして決議し、国会議員や政府関係筋に対しまして実行運動をしてまいりましたが、今後とも、地方六団体として連携を強めてまいりたいと思っておりますので、どうか議会におかれましても、ご理解とご尽力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本町におきましては、目下、平成27年度当初予算編成の最中ではありますが、予算編成方針におきましては、成長基盤を築く道路交通網の整備促進、まちの特色を生かした産業・観光振興、くらしの安心・安全の確保、未来を担う子どもたちの健全育成、幸せを実感できる健康・福祉サービスの充実、未来の希望を開くまちづくりの推進の6つを重点施策と位置づけ、編成作業を進めているところでございます。

今議会にご提案申し上げます議案は、平成26年度一般会計補正予算（第5号）をはじめ予算関係7件、条例関係7件、人事関係1件、合計15件であります。

それぞれの議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、どうか

よろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦勞様ですが、よろしくお願い致します。

○議長（田中 修） ここで、増田教育長より発言を求められておりますので、これを許します。教育長。

○教育長（増田千秋） 貴重なお時間をいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、町議会議員の皆様方のご同意を得、11月26日の教育委員会にて教育長に選任されました。本町の教育長という重責を担うことになり、まことに身の引き締まる思いでございます。

町議会議員の皆様方や住民の皆様方、関係各位のご指導とご支援をいただき、本町の18年間の経験を生かし、本町の学校教育・社会教育の進展に向け、微力でございますが、誠心誠意努める所存でございます。

住民の皆様方からのご期待や信頼に応える本町の教育となりますよう、事務局職員が一体となり、全力で取り組む覚悟でございます。

町議会議員の皆様方におかれましては、今後、教育行政の推進に関わり、何かとご指導・ご鞭撻を賜ることが多いと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単措辞でございますが、教育長就任に当たりましてのご挨拶といたします。本日は貴重な時間をいただき、まことにありがとうございました。

◎報告第5号の説明

○議長（田中 修） 日程第4、報告第5号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について、報告を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、報告第5号につきましてご説明を申し上げます。

報告第5号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告につきましては、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定事項として専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本件につきましては、本年9月29日午後5時55分ごろ、大字荒木小字西出地内の町道の郷之口岩山線において、福祉バスの運転手が役場敷地内車庫に福祉バスを入庫しようとして後進した際に誤って通行中の車両に接触し、相手方車両に損害を与えたものでございます。当事故に関しましては、運行委託会社の運転手が運転注意を怠ったことが原

因であることから、相手方と協議をいたしました結果、相手方車両の修繕費用として損害賠償額8万2,328円で和解したものでございます。

なお、今後とも職員並びに運行委託会社に対する安全運転の励行につきまして、さらに徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） これにて報告を終わります。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第5、議案第69号、宇治田原町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第69号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第69号、宇治田原町公平委員会委員の選任につきましては、現公平委員会委員であります浅田昭兵氏の任期が、本年12月21日をもって満了となりますことから、再任いたしたく地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

浅田氏におかれましては、平成22年12月から現在に至るまで、本町公平委員会委員として御尽力をいただいております、人格が高潔であり、人事行政に関し見識も高く、公平委員会委員として最適任者であることから、再任をさせていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議賜り、ご同意いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（田中 修） ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時28分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、議題となっております議案第69号につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する討論を終わります。

これより議案第69号の採決をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第6、議案第68号、平成26年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)の専決処分についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西谷信夫) それでは、議案第68号につきましてご説明を申し上げます。

議案第68号、平成26年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)の専決処分につきましては、去る11月21日に衆議院が解散され、12月14日を投票日とする第47回衆議院議員総選挙が執行されることに伴い、必要となる経費について補正予算を計上いたしました。補正額は780万円の追加となり、補正後の予算総額を42億5,943万1,000円とするものでございます。歳入では府支出金780万円、歳出では総務費780万円を追加しております。

以上、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をさせていただきましたので、ここに報告するものでございます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(田中 修) 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する討論を終わります。

これより議案第68号の採決をいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

◎請願第1号の委員会付託

○議長（田中 修） 日程第7、請願第1号、少人数学級を実現し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願につきましては、会議規則第92条により、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第61号～議案第67号、議案第55号～議案第60号の一括上

程、説明、質疑

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第8から日程第20まで、議案第61号から議案第67号及び議案第55号から議案第60号までの13議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第61号から第67号まで及び議案第55から第60号までの合計13議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第61号、宇治田原町風致地区条例を制定するにつきましては、宇治田原町の風致地区内の行為の許可につきまして、地域の自主性及び自立性を高めるため、地域主権一括法により、京都府からの権限委譲に伴い条例を制定するもので、権限委譲の経過措置の期限となる平成27年4月1日を施行日とし、許可の基準等はこれまでの京都府風致地区条例を継承し、本条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第62号、宇治田原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、宇治田原町職員の給与に関する条例、特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例、宇治田原町教育委員会教育長の給与に関する条例の3条例につきまして、平成26年8月7日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与

に関する法律等の一部を改正する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成26年11月19日に公布され、同日から施行されたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、給料表について平均0.3%の引き上げ、交通用具使用者に係る通勤手当の引き上げ、管理職員特別勤務手当の改定及び期末・勤勉手当の支給月数を現行の3.95月から4.10月、プラス0.15月に改め、町長、副町長及び教育長の期末手当を現行の2.95月から3.10月、プラス0.15月に改めるものでございます。

続きまして、議案第63号、宇治田原町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成26年8月7日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成26年11月19日に公布され、同日から施行されたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うものでございます。改正内容は、議員の期末手当を現行の2.95月から3.10月、プラス0.15月に改めるものでございます。

続きまして、議案第64号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、次代の社会を担う子ども達の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部規定が平成26年12月1日から施行されるに当たり、当該法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、当該条例で引用している児童扶養手当法の関連条項が繰り下がったため、改正するものでございます。

続きまして、議案第65号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成26年11月19日に公布され、平成27年1月1日から施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、平成27年1月1日以降の出産に係る出産育児一時金等につきまして、産科医療補償制度掛金の額が引き下げられることにより、上限加算額を3万円から1万6,000円に改正する一方、出産に係る費用が増加している状況を踏まえ、本条例に定める出産育児一時金の支給額を39万円から40万4,000円に改正し、支給総額は現行の42万円を継続して支給するものでございます。

続きまして、議案第66号、宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、現行の料金体系は基本水量制を長年にわたり採用してまいりま

したが、近年、1戸当たりの使用水量が減少し基本水量に満たない使用者がふえてきていることから、水道事業の健全経営を前提としつつ、使用水量に即した料金体系とするため、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、現在の基本水量制から、基本料金と従量料金から成る料金体系に変更するもので、使用水量による改定率の増減幅はマイナス43.6%からプラス3.3%ですが、全体の平均改定率は0.0%とし、使用料収入総額は、おおむね改定前と同額となるものでございます。

続きまして、議案第67号、宇治田原町浄化槽整備推進事業条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、現行の浄化槽使用料の料金体系は、人槽別の定額制を採用しておりますが、家庭用の浄化槽につきまして、事業目的が同じである公共下水道使用料と同額とするため、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、家庭用にある10人槽以下の浄化槽使用料の額を現行の人槽ごとの定額料金から公共下水道使用料の水量制料金への一本化を図る改正を行うものでございます。

続きまして、議案第55号、平成26年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）につきましては、人事院勧告、人事異動等に伴う人件費の補正をはじめ、公共施設等マネジメント推進事業費、道路法面防災対策事業費及び曇り止めのカーブミラー緊急整備事業費など、早急な対応を必要とする事業を中心に補正するものであり、補正額は6,552万円の追加となり、補正後の予算総額を43億2,495万1,000円とするものでございます。

まず、第1表、歳入歳出予算補正の歳入について、主なものをご説明申し上げます。

府支出金では、優良茶園振興事業補助金177万9,000円、農地台帳システム整備事業補助金183万6,000円、合計で361万5,000円を追加しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金3,690万5,000円を追加しております。

町債では、道路橋りょう改良舗装事業債2,500万円を追加しております。

次に、歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

総務費では、人件費補正をはじめ、固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定に要する経費として、公共施設等マネジメント推進事業費43万2,000円を追加するなど、合計で585万9,000円を追加しています。

民生費では、人件費補正に係ります国民健康保険特別会計繰出金36万8,000円、介護保険特別会計繰出金67万円を追加するなど、合計で374万1,000円を追加

しております。

農林水産業費では、農地台帳の法定化に伴います農地台帳システム改修費として農業委員会運営費183万6,000円、老朽在来茶園、荒廃茶園の改植に対する補助金として、優良茶園振興事業補助金266万8,000円を追加するなど、合計で601万1,000円を追加しております。

土木費では、町道4の13号線における道路法面防災対策事業費2,510万円、既設カーブミラーを曇りどめのカーブミラーに更新する経費として700万円を追加するなど、合計で3,055万6,000円を追加しております。

次に、第2表、繰越明許費につきましては、新庁舎建設計画事業費につきまして、計画に関する諸条件の調整に不測の期間を要したことから、年度内の完了が困難となり、所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

集落内生活道路改良事業費につきましては、用地買収に係る地権者交渉等に不測の期間を要したことから、年度内の完了が困難となり、所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

道路法面防災対策事業費につきましては、このたび補正計上させていただいております町道4の13号線における道路法面防災対策事業費に係るものでございまして、年度内の完了が困難でありますことから、所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正につきましては、公共施設等マネジメント推進事業の平成27年度の債務負担の限度額を定めるものでございます。

次に、第4表、地方債補正につきましては、道路橋りょう改良舗装事業債につきまして、町道4の13号線道路法面防災対策事業を実施することに当たり地方債を活用するため、既定の限度額を増額するものでございます。

続きまして、議案第56号、平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、人事院勧告、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、保険給付費における退職被保険者の医療費見込額の増加により所要額を補正するもので、補正額は1,391万7,000円の追加となり、補正後の予算総額を11億5,756万6,000円とするものでございます。

歳入では、療養給付費等交付金1,354万9,000円、繰入金36万8,000円を追加し、歳出では、総務費36万8,000円、保険給付費1,354万9,000円を追加しています。

続きまして、議案第57号、平成26年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第

2号) につきましては、保険事業勘定におきまして、人事院勧告、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、介護保険システムの改修費を補正するもので、補正額は265万2,000円の追加となり、補正後の予算総額を7億3,618万4,000円とするものでございます。

歳入では、国庫補助金145万7,000円、府補助金52万5,000円、繰入金67万円を追加し、歳出では、総務費310万3,000円を追加するとともに、地域支援事業費45万1,000円を減額しています。

続きまして、議案第58号、平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) につきましては、平成25年12月に繰越明許費の設定をいただきました奥山田簡易水道施設統合事業におきまして、施設供用後の維持管理を考慮し、空気弁の追加等を行う一部設計変更等により必要となる事業費を補正するもので、補正額は180万円の追加となり、補正後の予算総額を5,859万4,000円とするものでございます。

歳入では、町債180万円を追加し、歳出では、事業費180万円を追加しています。

続きまして、議案第59号、平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) につきましては、人事院勧告、人事異動等に伴う人件費の補正であり、補正額は93万円の減額となり、補正後の予算総額を7億827万円とするものでございます。

続きまして、議案第60号、平成26年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号) につきましては、人事院勧告、人事異動等に伴う人件費の補正であり、まず、収益的収入及び支出につきましては、水道事業費用で45万1,000円を追加し、補正後の予算総額を2億5,474万円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的支出で131万7,000円を追加し、補正後の予算総額を2億5,391万1,000円とするものでございます。

以上、よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(田中 修) 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第61号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第61号に対する質疑を終わります。

議案第62号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第62号に対する質疑を終わります。

議案第63号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第63号に対する質疑を終わります。

議案第64号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第64号に対する質疑を終わります。

議案第65号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第65号に対する質疑を終わります。

議案第66号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第66号に対する質疑を終わります。

議案第67号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第67号に対する質疑を終わります。

議案第55号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第55号に対する質疑を終わります。

議案第56号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第56号に対する質疑を終わります。

議案第57号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第57号に対する質疑を終わります。

議案第58号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第58号に対する質疑を終わります。

議案第59号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中 修） 議案第59号に対する質疑を終わります。

議案第60号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第60号に対する質疑を終わります。

以上で、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号、議案第64号及び議案第66号並びに議案第67号の4議案は総務産業常任委員会に、議案第65号は文教厚生常任委員会に、議案第55号から議案第60号及び議案第62号並びに議案第63号の8議案は補正予算特別委員会に、それぞれ付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり13議案につきましては、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに補正予算特別委員会に付託することに決定いたします。

◎決議第1号の説明、質疑、採決

○議長（田中 修） 日程第21、決議第1号、新庁舎建設調査検討特別委員会設置についての決議（案）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。稲石義一君。

○1番（稲石義一） それでは、お手元に配付させていただいております決議第1号、新庁舎建設調査検討特別委員会設置についての決議（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

本町議会に下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 新庁舎建設調査検討特別委員会
- 2 目 的 新庁舎建設に関する具体的内容を把握し、客観的な情報に基づき的確に判断するための調査・研究を行う。

3 委員定数 12人

4 調査期限 調査・研究が終了するまで

理 由

現庁舎は、建築後55年が経過し、建物や設備の老朽化も進み、耐震性や利便性、バ

リアフリー化など様々な問題が生じている。また、役場庁舎は災害発生時においても日常業務を遂行するための機能を確保するとともに、防災拠点としての役割を果たすことが強く求められている。

このような状況と課題を踏まえて、新庁舎建設に関する具体的内容を把握し、客観的な情報に基づき的確に判断するための調査・研究を行う。

以上、新庁舎建設調査検討特別委員会設置についての決議（案）についての説明とさせていただきます。

趣旨を十分にご理解いただきまして、議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時03分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に、新庁舎建設調査検討特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長の選任が行われましたので、その結果をご報告いたします。

新庁舎建設調査検討特別委員会委員長に、私、田中修が委員長になります。副委員長に上林昌三君と決定されましたのでご報告申し上げます。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決し

ました。

次回は12月11日午前10時より会議を開きますので、ご参集のほどよろしく
お願い申し上げます。

なお、本日付託いたしました議案及び請願につきましては、それぞれ所管の委員会に
おいて十分な審査をお願いいたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 稲 石 義 一

署 名 議 員 谷 口 重 和